

お客さま各位

北星信用金庫

『貯蓄預金規定』改定のお知らせ

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、令和6年10月1日(火)より、表記の件につきまして、下記のとおり改定させていただきます。

1. 改定日

令和6年10月1日(火)

2. 主な改定内容

以下の条項を改定いたします。

3. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、信用金庫の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 第一項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。(追加)

7. (未利用口座管理手数料)

令和3年4月1日以降に開設した口座が(削除)未利用口座に該当する場合は、第5項各号に該当する場合を除き、次により未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。

- (1) 未利用口座となった場合、お届けのお名前・ご住所宛に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。
なお、本ご案内が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知発信から3か月間ご利用(預入れ、払戻し等)がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料がかかります。この場合、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落しができることとし、お支払いいただいた管理手数料はご返却いたしません。
また、初回管理手数料をご負担いただいた後もお取引がなく、未利用口座に該当する場合は、翌年以降も同様の手続きにより管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の引落しにおいて、未利用口座の預金残高が管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく預金残高全額を管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。
- (4) 解約された預金口座の再利用はできません。
- (5) 第2項にかかわらず、次に該当する場合は、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。
 - ①未利用口座の預金残高が10,000円以上の場合。
 - ②未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、保険等の取引または融資取引がある場合。
 - ③未利用口座の名義人が未成年者の場合。
 - ④未利用口座が後見制度支援預金の場合。
- (6) その他手数料
 - ①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しとします。
 - ②前項に関わらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。

以上